

## 繊維製品品質表示規程の一部改正の概要

### 1. 改正の背景及び経緯

平成9年10月1日の繊維製品品質表示規程の大改正、平成12年2月1日の同規程の小改正以降における、繊維・繊維製品の生産・流通・家庭における使用の実態の変化に鑑み、それに対処するため[1]組成繊維の定義、[2]繊維製品品質表示規程の繊維製品の組成表示の際に使用すべき指定用語に規定する繊維、[3]混用率の特殊な表示方法(列記表示の対象品)について、下記のとおり追加・変更を行うこととした。これらの追加・変更に係る繊維製品品質表示規程の改正については、平成18年8月1日付けをもって告示され(官報に掲載)、平成19年8月1日から施行する。

### 2. 改正のポイント

#### [1]組成繊維の定義の見直し(上衣又はコートの詰物(中わた)を組成繊維の対象に追加)

組成繊維とは、繊維製品の品質を表示するに際して、繊維製品を構成するどの部分の繊維を表示するべきなのかの対象部位の範囲(製品種類によっては全ての構成部分)を指す事項であり、第二条 別表第一の二に規定されている。組成繊維は、当該繊維製品を構成する繊維の中でも選択・取扱と関係の深いとみられる部分であることが判断条件となって範囲が定められている。

今般、次に示す構成部分についても上記判断条件に該当することから組成繊維の対象に含めるよう、第二条 別表第一の二について、各繊維製品における「組成繊維」の定義に下記項目を追加する。

改正後	現行
<u>七 上衣又はコートのうち詰物を使用しているものについては、表生地、裏生地及び詰物(ポケット口、ひじ、衿等の一部に衣服の形状を整えるための副資材として使用されているものを除く。)を組成する繊維</u>	

(現行の別表第一の二 第七号及び第八号は、それぞれ第八号、第九号に移動する。)

上衣又はコートについては、家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示規程に基づく表示事項として、表地及び裏地の繊維組成、家庭洗濯等取扱方法を表示することが現在規定されている。しかし、表地と裏地の間に充填された詰物(いわゆる「中わた」)の組成についての表示の義務は規定されておらず、業者の判断による任意の表示に任

されていた。

詰物には、ダウン、フェザー、ポリエステルなどの繊維が単独あるいは混用で用いられている。上衣又はコートの品質・性能・取扱方法は、詰物の組成によって影響されるところが大であるので、製品の選択や取扱に際して消費者は、品質面における判断材料として詰物の組成に関する情報を求めている。しかしながら、詰物の組成は衣服の外観から判別することはできないので、組成表示が付されていないと消費者は詰物の組成を知ることが困難である。このため、上衣又はコートの詰物を組成繊維の対象に追加することで、表示を徹底し、消費者の当該繊維製品の選択・取扱の利便を図る。

なお、品質表示に用いる詰物を指す語については、「詰物」を用いることを原則とするが、「詰め物」、「充填物」、「中わた」のように、消費者に誤認を与えず何を示しているか判りやすい表現であれば、それらの語を表示に用いても差し支えない。

また、表示すべき詰物として、ポケット口の一部に詰物を使用しているもの、ひじの一部に使用されているもの、衿の一部に使用されているものなど、部分的に衣服の形状を整えるために用いられる少量の部分的使用に止まっている場合は、表示対象の詰物とは見なさない。その理由としては、現在でも芯地のような衣服の形状を整える等のために用いる副資材は表示の対象外であるという考え方に準拠することが適当と考えられることによる。また、ダウンやフェザーを織物や不織布でくるんだ状態で衣類に挿入する為に用いられている袋「ダウンパック」について、袋の側生地は、芯地のような副資材であることから表示対象外である（なお、袋の側生地は表示対象外であるものの、表示者においては、洗濯等における取扱上の損傷トラブルを避けるため、取扱絵表示との兼ね合いのチェックをすることが望ましい）。

## [2] 指定用語の見直し（「ポリ乳酸」の指定用語への追加）

指定用語とは、繊維名称の不統一による誤認混同を防ぐ観点から、繊維組成の品質表示に際し繊維名称として表示に使用する用語として、第六条 別表第五の規定によりそれぞれの繊維種類ごとに統一的に定めた用語のことである。

近年の合成繊維の発達によって家庭用繊維製品として用いられている繊維の種類が増加していることから、次に示すポリ乳酸繊維について別表第五に定める指定用語に追加する。

繊維	指定用語
ポリ乳酸繊維	ポリ乳酸

ポリ乳酸繊維については、従来規程では、「指定外繊維」に包含していたが、1)平成13年8月20日にJIS L 0204-2:2001 [ 繊維用語 (原料部門) 第2部 化学繊維 ] が改正され、ポリ乳酸繊維がJIS用語 (参考) においても規定されたこと、2) 国内における消費が増加していることから、指定用語に「ポリ乳酸」追加することで消費者の当該繊維の選択・取扱の利便を図る。

### [3]混用率の特殊な表示方法の見直し（列記表示の対象品の追加）

列記表示とは、繊維製品品質表示規程 別表第三 に定める繊維製品について、混用率を百分率で表すことに代えて、組成繊維中の混用率の大きなものから順次繊維の名称を示す用語を列記するか、又は、組成繊維中の混用率の大きなものから最小限二つの繊維の名称を列記し、残りの繊維を一括してその他と記載する方法によることができるとした規定である。

別表第三に定める列記表示が可能な繊維製品は、デザインの複雑さその他製品の特質によって百分率表示が困難な繊維製品、原料の内容や加工の方法又は組織が特殊で百分率表示が困難な繊維製品などであり、かつ当該製品の性能を消費者に正しく伝えるに際して百分率を省略して組成繊維の名称だけを表示することにしても消費者の利益を損なうことのないことが判断条件となって選定されたものである。

今般、次の(1)、(2)及び(3)にそれぞれ示す繊維製品についても、上記判断条件に該当することから列記表示の対象品として別表第三に追加する。

改正後	現行
<p><u>十四 植毛された織物及びニット生地</u> (以下この号及び第十九号において「植毛加工生地等」という。)並びに表生地に植毛加工生地等のみを使用して製造又は加工した衣料品等</p>	
<p><u>十五 組成繊維の一部が麻である糸（麻以外の組成繊維の全部又は一部が綿又はビスコース繊維のものに限る。）及びこれを使用して製造した生地（以下この号及び第十九号において「麻混用生地」という。）並びに表生地に麻混用生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等</u></p>	<p>十四 組成繊維の一部が麻である糸（麻以外の組成繊維の全部又は一部が綿又はビスコース繊維のものに限る。）及びこれを使用して製造した生地（以下この号及び第十七号において「麻混用生地」という。）並びに表生地に麻混用生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等</p>
<p><u>十六 オパール加工を施した生地（以下この号及び第十九号において「オパール加工生地」という。）及び表生地にオパール加工生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等</u></p>	<p>十五 コアヤーンを使用して製造した生地にオパール加工を施したもの（以下この号及び第十七号において「オパール加工コアヤーン生地」という。）及び表生地にオパール加工コアヤーン生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等</p>

<p>十七 <u>コーティング加工を施した生地、樹脂含浸加工を施した生地（合成皮革を除く。）、ボンディング加工を施した生地又はラミネート加工を施した生地（以下この号及び第十九号において「コーティング等樹脂加工生地」という。）及び表生地にコーティング等樹脂加工生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等</u></p>	
<p>十八 （略）</p>	<p>十六 （略）</p>
<p>十九 <u>和紡糸等生地、変り糸生地、起毛生地等、植毛加工生地等、麻混用生地、オパール加工生地、コーティング等樹脂加工生地又は紋様生地を表生地の一部に使用して製造し又は加工した衣料品等のこれらの生地を使用した部分</u></p>	<p>十七 <u>和紡糸等生地、変り糸生地、起毛生地等、麻混用生地、オパール加工コアヤーン生地又は紋様生地を表生地の一部に使用して製造し又は加工した衣料品等のこれらの生地を使用した部分</u></p>

(1) 植毛加工生地及びこれを用いた製品についての列記表示の追加

短く切った繊維（フロック）を、静電気により接着剤（バインダー）を塗布した基布に付着させて植毛とする加工を施した生地（以下、「植毛加工生地」という。）の組成表示について、接着剤の影響によってフロック及び基布の正確な混用率の測定が技術的に困難である（耐久性向上のため接着剤が改良され強固になったため繊維と分離することが困難。）。当該生地の混用率測定の困難性と消費者が求める品質としての情報が列記表示でも十分であることを考え合わせ、繊維製品品質表示規程（別表三）の列記表示の対象品に植毛加工を施した生地及びこれを用いた製品を追加する。

列記表示が可能な規程（別表三第十三号）により列記表示を認めている起毛生地について、その理由を「起毛加工は、その工程において、繊維が脱落するため、起毛加工前の品質表示に基づいて百分率を表示した場合には、誤差が許容範囲を超えてしまうことがあるので特例を認めている。」と解釈しており、植毛加工生地についても理由が類似していることから、植毛加工を施した生地についても列記表示の特例の対象に含める。

(2) オパール加工生地及びこれを用いた製品の列記表示の追加

繊維の耐薬品性の差を利用して一方の繊維だけを溶解除去して透かし模様を出すオパール加工を施した生地（以下、「オパール加工生地」という。）の組成表示について、コアヤーンを使用している生地については、繊維製品品質表示規程の第五条第三号における列記表示の対象品を定めた別表第三第十五号に基づき列記表示が認められている。しかし、市場に出回っているオパール加工生地及びこれを用いた製品は、コ

アヤーンを使用しているものばかりではなく、混紡糸を使用したもの、ペロア生地を使用したもの、カットパイル生地を使用したもの等にもオパール加工が施されており、コアヤーンを使用している生地と同じ問題として、溶解する部分と溶解しない部分の境目が明確に区分できない。溶解した部分と溶解していない部分の面積比率が明確にできない(CAD出力データからダイレクトに捺染型を製版する装置など生産技術の進展に伴い、複雑な意匠デザインが適用された加工生地が増えてきている。)。といった理由のため正確な混用率測定が困難な状況が発生している。混用率測定に係る技術的困難さはコアヤーンが使用されているもの以外のオパール加工生地についても同様であるとみられる。また、列記表示をしても組成繊維が何であるのかが示されれば消費者が求める品質としての情報上の不利益が生じる可能性は少ないとみられる。したがって、コアヤーンが使用されているもの以外のオパール加工生地も列記表示の対象に追加することが適切である。このため、別表第三第十五号について「コアヤーンを使用して製造した生地にオパール加工を施したもの」の規定に替えて「オパール加工を施した生地を使用し…」に変更する。また併せて、別表第三現行第十七号(改正案第十九号)についても「オパール加工コアヤーン生地」の規定に替えて「オパール加工生地」と変更する。

[参考]

- ・コアヤーン：芯糸に他の繊維を精紡工程で鞘状に巻き付けた糸
- ・混紡糸：異種の繊維を混合して紡績した糸
- ・ペロア生地：縮充起毛して毛羽を立たせた生地
- ・カットパイル生地：布面に形成した輪奈(ワナ)を房状にカットした生地

(3) コーティング加工、樹脂含浸加工、ボンディング加工又はラミネート加工を施した生地及びこれを用いた製品の列記表示の追加

基布の表面上に合成樹脂などの溶液をコーティング材として塗布固着させたコーティング加工を施した生地、基布に合成樹脂などの溶液をしみ込ませて固着させた樹脂含浸加工を施した生地(ただし、合成皮革を除く。)、表地と裏地を接着剤で貼り合わせたボンディング加工を施した生地又は、ウレタンフォームなどの薄い樹脂皮膜を生地に張り付けるラミネート加工を施した生地(以下、これらを総称して「コーティング等樹脂加工生地」という)について、これら生地の基布は組成表示の対象となっているが、現実には生地に付着したコーティング材、含浸材、接着剤などの樹脂を除去するのが非常に難しいことから(耐久性向上のため樹脂が改良され強固になったため繊維と分離することが困難。)、基布の組成についての正確な混用率を測定することが技術的に困難である。列記表示をしても組成繊維が何であるのかが示されれば消費者が求める品質としての情報上の不利益が生じる可能性は少ないとみられる。このため、コーティング等樹脂加工生地及びこれを用いた製品について列記表示を可能とするため、繊維製品品質表示規程(別表三)の列記表示の対象品にコーティング等樹脂加工生地及びこれを用いた製品を追加する。

### 3. 施行期日及び移行措置

上記2. に記した変更・追加事項を規定した改正された繊維製品品質表示規程は、平成18年8月1日に告示され、平成19年8月1日に施行となる予定である。したがって、平成19年8月1日以降に表示者によって品質表示が付される際は、改正された同規程の規定に基づいて品質表示をする必要がある。

なお、これに伴う移行措置として、改正された繊維製品品質表示規程が施行される前、すなわち平成19年7月31日までに表示者によって従来の繊維製品品質表示規程に基づく品質表示がされた繊維製品については、その表示を改正後の繊維製品品質表示規程の規定に基づくものとみなし、従来の表示のままであっても、品質表示の内容を変更することなく消費者に対して引き続き販売することが可能である。

このため、施行期日及び移行措置について、下記のとおり附則に規定する。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成十九年八月一日から施行する。
- 2 この告示の施行前に、この告示による改正前の繊維製品品質表示規程の規定に基づく表示をした繊維製品については、その表示をこの告示による改正後の繊維製品品質表示規程の規定に基づくものとみなす。

繊維製品品質表示規程に関する問い合わせは、下記まで

経済産業省 製造産業局 繊維課 品質・規格係

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL 03-3501-0969(直通) FAX 03-3501-0316

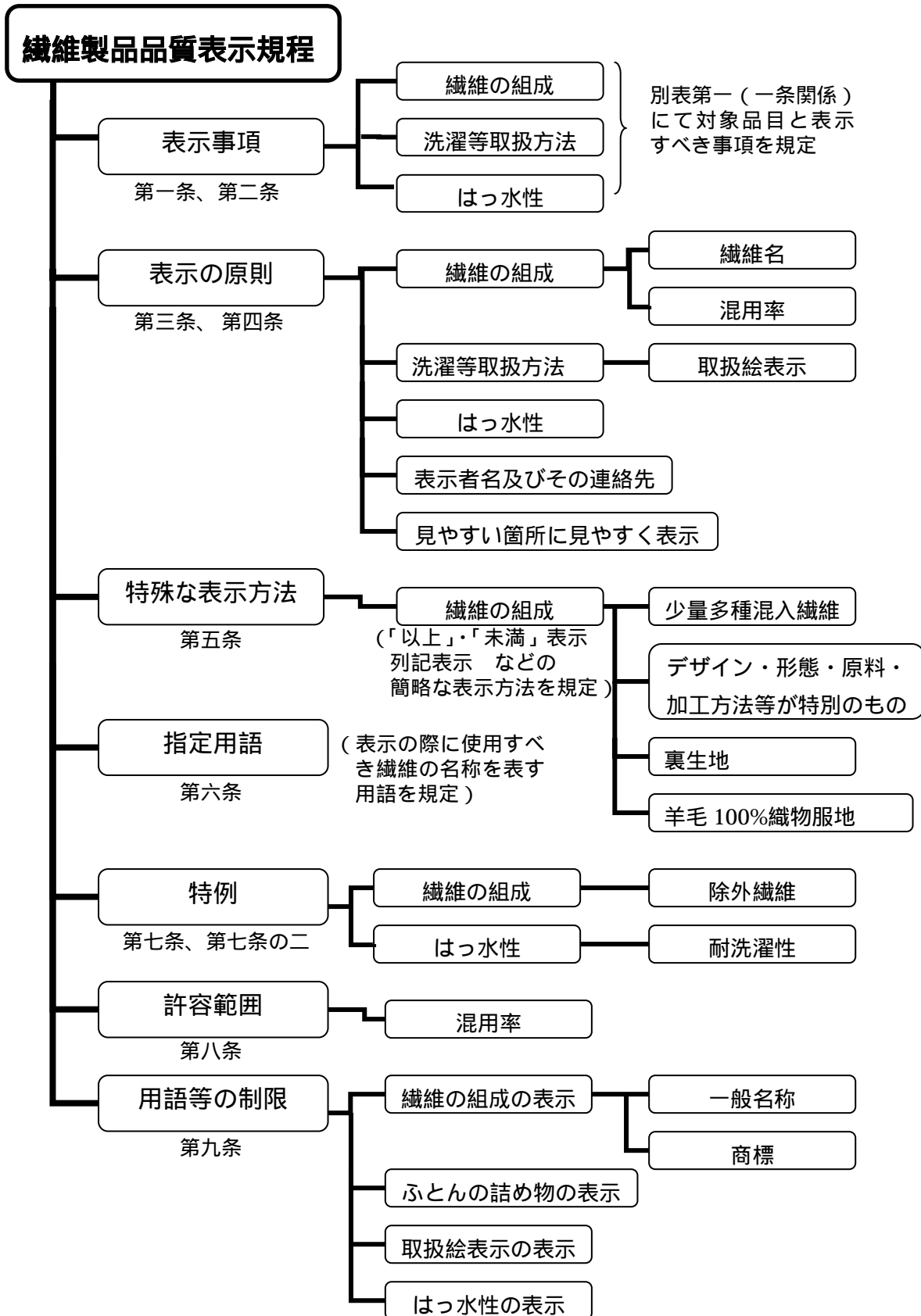
現行の繊維製品品質表示規程の解説については、経済産業省ホームページの家庭用品品質表示法の項に掲載されています。

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/hinpyo/index.htm>

( [ トップページ <http://www.meti.go.jp/> ] [ 消費者政策 ]

[ 製品安全 ] [ 家庭用品品質表示法 ] )

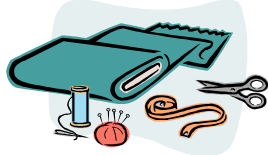
## 繊維製品品質表示規程の構成



## 繊維製品品質表示規程 別表第一の二に定める組成繊維について

### 1. 対象品目(主なもの)と組成繊維の範囲

(1) 糸:それを構成する繊維



(2) 織物:それを組織している糸

(3) ニット生地:それを編成している糸を構成する繊維

(4) 衣料品等(上衣、スカート、ドレス、コート等を除く):その生地(表生地以外を使用しているものについては表生地)を構成する繊維



(5) 上衣、スカート、ドレス、コート等:その表生地及び裏生地を構成する繊維



(6) 上衣又はコートのうち詰物を使用しているもの:その表生地、裏生地及び詰物を構成する繊維 (詰物は、平成19年8月1日より表示義務対象)



(7) ふとん:詰め物を構成する繊維及びふとんがわの生地を構成する繊維





## 2. 組成繊維の対象範囲の考え方

「組成繊維」とは、本来は繊維製品を組成する繊維、言い換えれば、繊維製品に使用されている繊維という意味であり、厳密に解釈すれば、例えば、既製服の場合は表生地、芯地、裏地、縫合糸、ボタン付けに用いる糸など全ての部分を指すことになる。しかし、このように全ての部分の組成繊維を表示の対象とすることは、表示を複雑にするとともに、部分によっては表示することに意味がない場合もあるので、繊維製品品質表示規程では、それぞれの繊維製品について、どの部分を組成繊維とするかを別表第一の二で限定して定めている。

### 【参考】上衣又はコートのうち、詰物を使用しているものの品質表示の具体例

(例1)

表地	ナイロン	100%
裏地	ポリエステル	100%
詰物	ダウン	90%
	フェザー	10%

現在では任意表示

繊維株式会社  
連絡先(住所又は電話番号)

(例2)

表地	ポリエステル	100%
裏地	ポリエステル	100%
詰物	ポリエステル	100%

現在では任意表示

繊維株式会社  
連絡先(住所又は電話番号)

(例3)

表地	ポリエステル	100%
裏地	ポリエステル	100%
詰物	ダウン	60%
	その他の羽毛	20%
	ポリエステル	20%

現在では任意表示

繊維株式会社  
連絡先(住所又は電話番号)

## ポリ乳酸繊維について

- 1) JIS L 0204-2:2001 繊維用語（原料部門）第2部 化学繊維 における用語の定義  
 付属書1（参考） その他の化学繊維の名称を表す用語

番号	用語	定義
13	ポリ乳酸繊維	繰り返し単位が主に乳酸から構成されている長鎖状合成高分子から成る繊維。

### 2)流通実態

#### 生産量の推移

年	1992	1995	1998	2001	2004
生産量(トン)	0	0	100	250	1,000

出所：日本化学繊維協会

### 3)性質：

長所：ドライでソフトな風合い。良好な強度。寸法安定性。

再生可能資源であるトウモロコシやサトウキビなどを原料とする。生分解性を有し自然界で炭酸ガスと水に分解される。

取扱上の注意：高温・多湿の条件で放置すると加水分解しやすいので、保管条件には注意が必要。

融点が170のため、アイロンを当てる場合には「アイロン弱」に設定し、併せて当て布を用いる。

- 4)主な用途：衣料（ポロシャツ、Tシャツ、ユニフォーム、インナー、セーター、靴下など）、ボディタオル、寝装品、インテリア製品 など

## 繊維製品品質表示規程第5条 列記表示について

### 1. 列記表示とは

幾種類もの柄糸等を用いたり、異なった組成の生地を接ぎ合わせる等してデザインに趣向をこらした複雑な組成の繊維製品も多数市場に出回っているが、このような特定の繊維製品については、厳密な百分率が必ずしも消費者の利益とはならない場合、あるいは、百分率表示が困難な場合があるため、繊維製品品質表示規程第三条第1号の規定に基づく原則的な表示方法に代えて、百分率表示を省き繊維名のみを混用率の大きなものから順次列記した表示とすることができるとの例外事項に関する規定が同規程第5条第三項に定められている。

なお、原則表示とするか、列記表示とするかは、表示者の選択に任されている。

組成表示の原則に則った表示(例)

綿	60%
ナイロン	30%
レーヨン	10%
繊維株式会社	
TEL	

列記表示(例)

綿	
ナイロン	
レーヨン	
繊維株式会社	
TEL	

### 2. 列記対象が認められている物品

#### (1) 品目により指定されているもの

靴下、手袋、ファンデーションガーメント(補整用下着)、水着 など



#### (2) 生地の構造により指定されているもの

- ・レース生地並びにこれを用いた衣料品等
- ・起毛された織物並びにこれを用いた衣料品等
- ・オパール加工生地 並びにこれを用いた衣料品等
- ・組織により紋様を表した織物並びにこれを用いた衣料品等 など



- ・植毛された織物及びニット生地 並びにこれを用いた衣料品等
- ・コーティング加工 を施した生地、樹脂含浸加工 を施した生地(合成皮革を除く。)、ボンディング加工 を施した生地又はラミネート加工 を施した生地並びにこれを用いた衣料品等

平成19年8月1日より列記表示可能

(3) 組成繊維や糸といった原料により指定されているもの

- ・麻と綿又はビスコース繊維を組み合わせた生地並びにこれを用いた衣料品等
- ・ネップヤーン等の変わり糸を用いた生地並びにこれを用いた衣料品等 など

### 組成繊維の列記表示のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
消費者	<ul style="list-style-type: none"><li>・商品選択の際わかりやすい(理解しやすい)表示となる。</li><li>・混用率の測定が困難な場合に「混用率不明」という表示がされていると、製品の内容がよく判らないと不安になってしまうことが懸念されるが、列記表示では、混用率の測定が困難な場合でも「不明」という語は使用されておらず、混用率が多い順から列記されていることにより大まかな組成は掴めるので安心である。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・商品選択にあたりより詳細な混用率の情報が得られないことになる。</li></ul>
表示者	<ul style="list-style-type: none"><li>・昨今の製品の技術革新や生活スタイルの変化により商品が多様化、高度化・複雑化しており列記表示により新商品にも対応可能となる。</li><li>・表示が簡略化されることにより、表示に要する手間(混用率試験)が省ける。特に多品種・小ロットの商品における省力化の効果は大きい。</li><li>・技術的に混用率の測定が困難な製品の場合に「混用率不明」という表示をしなくて済むので、内容が不明なイメージが伴う製品を販売する事態が避けられる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・特にデメリットはないが、当該繊維製品において使用していることを表示者として強調したい組成繊維の具体的な混用率が表示されない場合もあり得る。</li></ul>